

2011年3月

社団法人 日本麻酔科学会
大規模地震で被害を受けられた会員先生様へ

三井住友海上火災保険株式会社

大規模地震発生にともなう保険契約の特別措置について

このたびの東北地方太平洋沖地震により被害を受けられました皆さんに、心よりお見舞い申し上げます。一日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。

今回の地震により被害を受けられたご契約者の皆さまを対象に「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料払い込み」に猶予措置を設ける特別措置を適用いたします。

敬具

1. 特別措置の適用

東北地方太平洋沖地震により被害を受けた契約者を対象とさせていただきます。

2. 4月1日満期 医師賠償責任保険のお取り扱い

<1>継続契約の特例

平成23年5月11日まで継続契約の継続手続きを猶予いたします。

<2>保険料払い込みの特例

平成23年5月11日まで保険料の払い込みを猶予いたします。

<3>その他

不明点がございましたら、下記問い合わせ先へご連絡ください。

【本保険に関するお問合せ先】

●取扱代理店

〒371-0023 群馬県前橋市本町2-10-4 三井住友海上ビル7F
株式会社 北栄
TEL: 027-243-3111 FAX: 027-243-3037

●保険会社窓口

〒371-0023 群馬県前橋市本町2-10-4 三井住友海上ビル2F
三井住友海上火災保険株式会社 群馬支店 前橋支社
TEL: 027-221-1623 FAX: 027-224-7693

以上